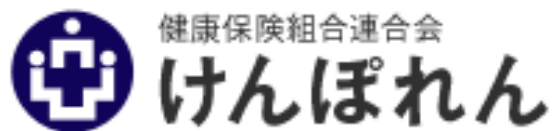


# 保険証廃止に向けた取組み等について



# <本日お伝えしたい事項>

## 1. 保険証廃止に係るこれまでの経過

## 2. 保険証廃止日以降の保険者証等の取扱い

- ① 保険証廃止日以降の新規加入者が保険診療を受けるときの取扱い
- ② マイナ保険証による資格確認ができない場合等の取扱い
- ③ 保険証等の交付に係る今後のスケジュール

## 3. 保険証廃止日までの取組み

- ① 資格情報のお知らせの送付
- ② マイナ保険証の利用率向上の取組み
- ③ 保険証廃止までのスケジュール

# 1. 保険証廃止に係るこれまでの経過

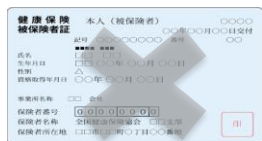
日付・主催	会議体等	トピック
令和5年2月17日	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>マイナンバーカードは、安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラである。</u></li><li>・<u>健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能となるなどのメリットがある。</u></li><li>・これらのメリットを国民・医療関係者に実感していただき、<u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、令和6年秋に保険証の廃止を目指すことを「中間とりまとめ」として公表。</u></li></ul>
令和5年8月8日	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会（第3回）	<ul style="list-style-type: none"><li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の公布等必要な手続きを進め、<u>中間とりまとめ</u>で具体化に至らなかった事項について検討を行ってきたところであり、「<u>最終とりまとめ</u>」として、公表。</li><li>・<u>健康保険証廃止後は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とすることが示された。</u></li><li>・<u>マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けられない状況にある方については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者資格を確認する方針が示された。</u></li></ul>
令和5年12月22日	定例閣議	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が閣議決定され、<u>健康保険証の廃止日が2024年（令和6）12月2日に決定した。</u></li><li>・ただし、廃止日以降についても、経過措置として、<u>廃止後1年間（令和7年12月1日まで）は現行の保険証をそのまま使用することができるという方針が示された。</u></li></ul>

## 2. 保険証廃止日以降の保険者証等の取扱い

### ① 保険証廃止日 (R6.12.2) 以降の新規加入者様が保険診療を受けるときの取扱い

▶ 保険証廃止日以降、保険証は交付できないため、新規加入者様には、マイナ保険証をご用意いただきます。(※)

従来：被保険者証による資格確認



### 保険証廃止日以降：マイナ保険証による資格確認【原則】



マイナ保険証とは・・

健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが**マイナ保険証**です。令和6年12月2日以降は、保険証に代わる証となり、加入者様にご用意いただくことになります。

(※) 令和6年12月1日以前に保険証が交付されている加入者様については、令和7年12月1日まで引き続き保険証の利用が可能です。

### ② マイナ保険証による資格確認ができない場合等の取扱い

▶ マイナ保険証による資格確認ができない場合には、以下の様式を医療機関等へ提示することで、保険診療を受けることができます。

	資格確認書	資格情報のお知らせ
様式イメージ	<p>(表)</p> <p>(裏)</p>	<p>(A4型)</p> <p>(カード型)</p>
用途	<p>・マイナンバーカードを取得していない者や、マイナンバーカードは取得しているが健康保険証利用登録をしていない者等、<b>マイナ保険証による資格確認ができない者が保険診療を受けるために医療機関へ持参する。</b>(紙、ハガキまたはカードで交付)</p>	<p>・オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関を受診する場合等、<b>マイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証と併に提示することで保険診療を受けられる。</b></p> <p>・加入者の記号・番号等を簡易に把握するための様式。</p>
交付対象者	<p>・資格確認書の交付を希望する者に対して、<b>交付します。</b></p> <p>・保険証廃止日以降、資格取得届や被扶養者異動届に資格確認書の交付希望欄を設ける予定。</p>	<p>・原則、<b>全加入者へ交付します。</b></p> <p>・A4型等の様式で交付しますが、下部を切り取って携帯できる様式とする予定。(詳細は、P6 参照)</p>

## 2. 保険証廃止日以降の保険者証等の取扱い

### ③ 保険証等の交付に係る今後のスケジュール

	令和6年				令和7年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月
保険証	<b>保険者証交付期間</b> ▶ 令和6年12月1日までは、保険証を交付可能。				<b>令和6年12月2日（保険証廃止日）</b> <b>保険証廃止期間 / 経過措置期間</b>			
	<b>【12月1日以前の加入者】</b> ・令和6年12月1日以前に交付した保険証は、令和7年12月1日まで使用可。				<b>【12月2日以降の加入者】</b> ・令和6年12月2日以降の加入者には、保険証を交付できません。 （令和6年12月2日以降の加入者は、原則マイナ保険証を利用）			
資格確認書					<b>資格確認書交付期間</b>			
					<b>【12月1日以前の加入者】</b> ・健保組合がマイナ保険証による資格確認ができない者の情報を受け、職権にて資格確認書を交付。（申請による交付も予定。）			
資格情報のお知らせ					<b>資格情報のお知らせ交付期間</b>			
	<b>【12月1日以前の加入者】</b> ・令和6年3月以降、交付を予定。 <b>個人番号下4桁も併せて送付予定。</b> （詳細は次ページ参照）				<b>【12月2日以降の加入者】</b> ・新規加入時に加入者へ交付。			

# 3. 保険証廃止日までの取組み

## ① 資格情報のお知らせの送付

- ▶ マイナ保険証への移行にあたり、自身の資格情報が確認できるよう、資格情報のお知らせを加入者様全員に送付します。
- ▶ 全ての加入者様に安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、個人番号の下4桁もあわせて通知します。

様式  
イメージ



通知  
対象者

・健保組合が定めた日※における全ての加入者  
※健保組合は、10月までの間で定めた日の加入者様を対象に通知を作成し送付します。  
(令和6年10月までに送付。)

通知の  
概要

・通知は、加入者様単位に作成します。  
・様式の右端には、資格情報のお知らせを添付します。加入者様には、資格情報のお知らせを切り取ったうえで携帯いただくこと想定しています。  
(資格情報のお知らせの用途はP4参照。)

通知  
方法

・通知には、**個人番号の下4桁が含まれるため、個人単位の封筒へ封入したうえで特定記録郵便にて事業主様への送付を予定しています。**  
・大変お手数をおかけいたしますが、**加入者様への配布にご協力いただきますようお願いいたします。**

その他

・通知は、**1度きりの送付**となります。  
・健保組合が定めた日以降の加入者様には、資格情報のお知らせ(個人番号下4桁なし)を送付いたします。  
・保険証廃止日以降の加入者様には、加入時に資格情報のお知らせを送付いたします。

(※) 資格情報のお知らせを様式から除いて別途送付する等の検討も進められているため、詳細は、別途ご連絡いたします。

# 3. 保険証廃止日までの取組み

## ② マイナ保険証の利用率向上の取組み (第174回社会保障審議会医療保険部会資料より抜粋)

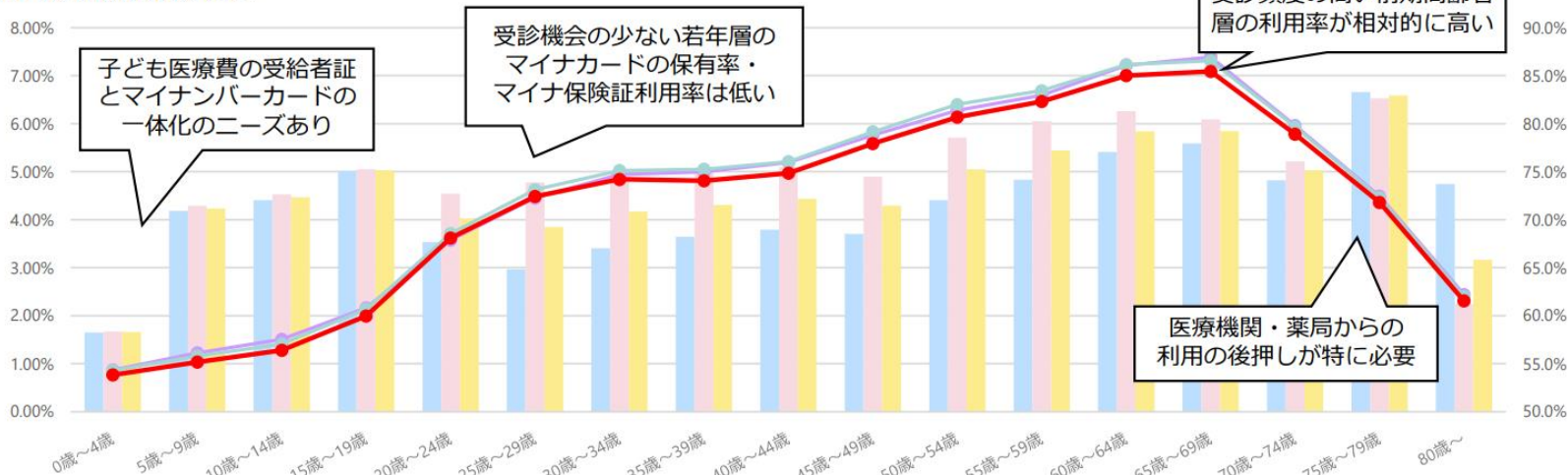
▶ 令和5年12月時点において、マイナ保険証の利用率は、全世代で8%を下回っています。

### マイナ保険証利用率など (年代別)

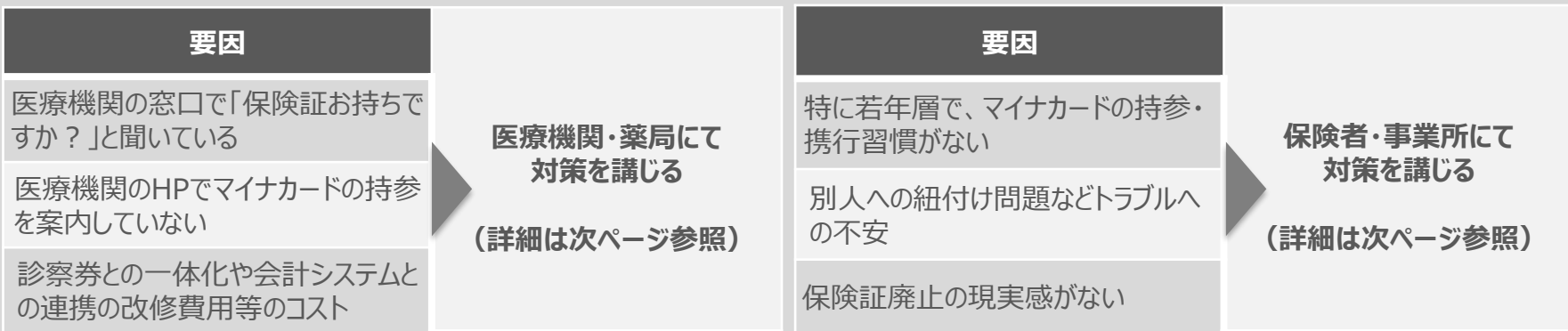
○ マイナ保険証の利用率は、65～69歳が最も多く、現役層の促進が課題。

→ 現役層への周知強化が必要

マイナカード保有率 (右軸) : 男 女 全体  
 マイナ保険証利用率 (左軸) : 9月 10月 11月



▶ 上記を受け、厚生労働省から利用率が向上しない要因を特定し、対策を講じるという見解が示されました。



# 3. 保険証廃止日までの取組み

種別	対策
医療機関 薬局	<p><b>【利用率目標の設定・インセンティブ等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1月以降の利用率がR5年10月の利用率から増加した医療機関等に対し、増加量に応じた支援・診察券との一体化等への補助金</li> <li>○ 令和6年度診療報酬改定で、医療DXの推進体制について新たな評価を行う中で、利用実績に応じた評価を検討中</li> <li>○ 全医療機関に対し、利用率の自主的な目標として活用できるよう、利用実績を通知（1月～）</li> <li>○ 国所管団体が開設する公的医療機関等に対し、令和6年5月末、11月末の利用率の目標設定を要請</li> <li>※ 厚労省所管独法においては、令和6年度の年度計画に利用率に係る目標を盛り込む予定</li> <li>※ 厚労省所管法人の病院には専用レーンの設定及び説明員の配置（1月中に最低1か所、2月中に原則全医療機関）を要請済</li> <li>○ 利用できなかった事例への対応</li> </ul> <p>→ コールセンターへの情報提供に基づき地方厚生局から事実調査等、オン資未導入施設への集団指導</p> <p><b>【窓口対応の見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全医療機関等に以下の取組を要請し、2月から診療報酬のオンライン請求時に取組状況をアンケート調査</li> <li>* 窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカード（マイナ保険証）、お持ちですか」へ切換え</li> <li>* マイナ保険証の利用を促すチラシ、ポスター等の院内配布、掲示等</li> <li>* 医療機関HPの外来予約等の案内において、「マイナンバーカード」の持参を記載</li> </ul>
保険者 (健保組合) 事業所	<p><b>【保険者による取組】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>マイナ保険証の利用率の目標設定（2月中目途）</b> ⇒ 実績を保険者インセンティブ制度・業績評価等で評価</li> <li>② マイナ保険証への意識転換を促す統一的なメッセージの動画広告を作成し、集中的に動画広報を展開</li> <li>③ 医療機関等にマイナ保険証をご持参いただけるよう、ア～エによりメリット周知・利用の促進を進め、その実施状況について、全保険者に2月末までに調査</li> </ol> <p><b>ア 加入者に向けたメール送信やチラシ配布等による利用勧奨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 各府省共済組合についてはメールによる呼びかけ（各共済本部長（事務次官等）によるメール勧奨）</li> </ul> <p><b>イ 限度額適用認定証の取得申請に係るホームページ等のご案内・認定証申請書様式・認定証送付時の同封書類の見直し（マイナ保険証を利用すれば限度額認定証が不要となる旨の記載）</b></p> <p><b>ウ 保健事業実施時における利用勧奨</b></p> <p><b>エ ホームページや利用の手引きを通じた利用勧奨</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>④ 国保直営診療施設におけるマイナ保険証の利用率の目標設定（2月中目途）</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 併せて、マイナ保険証の専用レーン設定等の費用を財政支援</li> </ul> <p><b>【事業者を通じた取組】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 健康経営優良法人認定制度における認定等の際の調査項目に追加（経済産業省）</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ マイナ保険証利用促進・PHR活用推進の取組状況を調査</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 厚生労働省・経済産業省・経済団体等のイベント・会合で、事業主・医療保険者に利用促進を呼びかけ</li> </ol>



# 3. 保険証廃止日までの取組み

- ▶ マイナ保険証利用率は、保険者（健保組合も含む）別に評価され、納付金の加算・減算の対象となります。
- ▶ 健保組合では、利用率向上に向け、リーフレット等にて、利用勧奨等の周知を進めて参りますので、ご協力よろしくお願ひします。

## リーフレット

**健康保険証は2024年12月2日に廃止** **マイナ保険証**

**医療機関の受診はマイナ保険証で**

今から使おう！マイナ保険証 はに変わったの？

- 1. 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!
- 2. オンライン医療情報を利用して、どのようなサービスも使えます!!
- 3. 手続きなしで高額な窓口負担が軽減!!
- 4. 申請しなくても窓口での支払いが軽減されます!!

健康保険組合連合会 健康保険組合

**なぜ、マイナ保険証によるオンライン資格確認が必要なの？**

**マイナンバーカードを保険証として利用**でできるようするための手続きは？

オンラインで医療機関の資格確認が出来ます

マイナンバーカードの活用範囲が広がることで、医療機関の業務負担が軽減され、医療サービスの向上が期待されています。

健保組合からお伝えたいこと

健保組合では、医療機関との連携を促進し、マイナンバーカードの活用を推進しています。マイナンバーカードの活用により、医療機関の業務負担が軽減され、医療サービスの向上が期待されています。

## 動画



**マイナ保険証**

**マイナ保険証で医療機関を受診**



**医療機関等を受診する際にマイナンバーカードを一度使ってみませんか？**

マイナンバーカードで受診するメリット

- 安心 よりよい医療が受けられる!
- 便利 各種手続きも便利に!

マイナンバーカードを受診するための準備

- マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを申請
- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナ保険証の申請

健康保険組合連合会 健康保険組合

**マイナンバーカードでの受診前には登録情報の確認を!**

ご自身の健康保険情報がシステムに正しく登録されているか確認をお願いします。

スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認ください。

確認方法

- マイナポータルにログイン
- ログイン後、画面下部の「マイナ保険証」をクリックし、マイナ保険証の登録状況を確認
- マイナ保険証の登録状況を確認

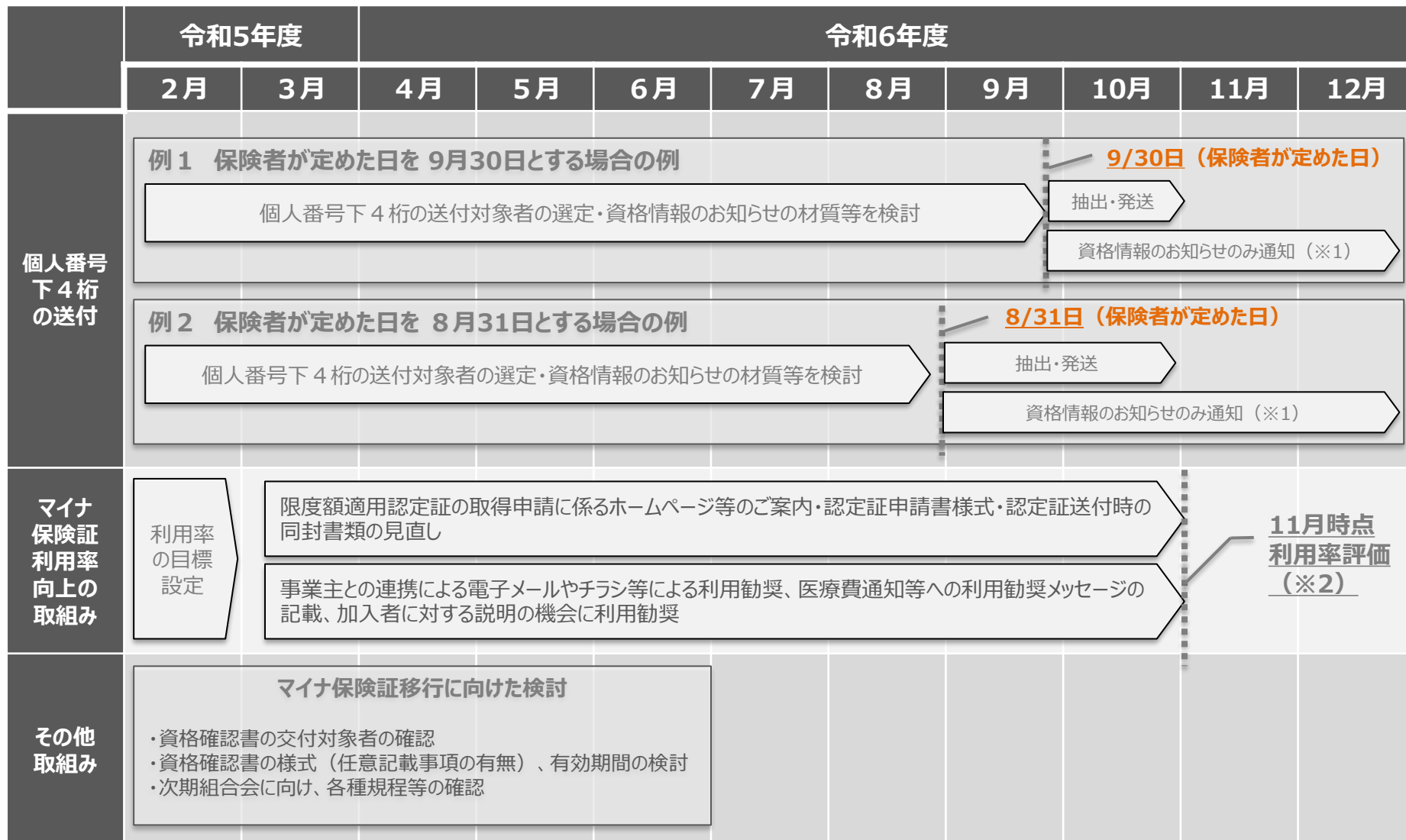
不明点がある場合や情報が正しく登録されていない場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)もしくはご加入の健康保険組合にお問合せください。

健康保険組合連合会 健康保険組合

YouTubeによる動画での周知も検討しています。2月下旬以降にURLの公開を予定しておりますので、加入者様へ周知いただきますようお願いいたします。

# 3. 保険証廃止日までの取組み

## ③ 保険証廃止までのスケジュール



(※1) 保険者が定めた日以降に加入する者については、加入時または保険証廃止日以降に資格情報のお知らせ（個人番号下4桁なし）を通知します。

(※2) 後期高齢者支援金の加算・減算制度において、本年11月時点のマイナ保険証の利用率が50%を超えた場合に総合評価の加点対象となる予定。